

法定外公共物用途廃止及び払下げ申請手順書

令和2年12月

八千代町都市建設課

目 次

1. 法定外公共物とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 法定外公共物の用途廃止・払下げが可能な場合・・・・・・・・	1
3. 法定外公共物の用途廃止・払下げが不可能な場合・・・・・・・・	1
4. 費用負担・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5. 既往使用料・・・・・・・・・・・・・・・・	1
6. 払下げ行政財産の評価（払下げ価格の算定）・・・・・・・・	2
7. 登記手続・・・・・・・・・・・・・・・・	2
8. 手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
9. 申請書類作成要領・・・・・・・・・・・・	4
10. その他・・・・・・・・・・・・・・・・	5

1. 法定外公共物とは

法定外公共物とは、道路や河川などの公共物のうち、道路法、河川法などの適用がない、里道、水路、普通河川などに使用されている土地を「法定外公共物」と呼びます。また一般的に赤道（赤線）や青道（青線）と言われています。

法定外公共物の管理は、国が担ってきましたが、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成12年4月1日施行、地方分権一括法）により、平成15年4月から法定外公共物（赤道・水路等）が一部を除き国から町へ譲与されました。

そのため、法定外公共物の払下げを希望される場合は、八千代町（都市建設課）へ申請手続きをしていただくことになりました。

2. 法定外公共物の用途廃止・払下げが可能な場合

- ①代替施設の設置により、存置の必要がなくなったと認められる場合
- ②その実態から見て公共物たる機能を失っており、引き続き存置する必要がないと認められる場合
- ③宅地造成等の地域開発が行われたため、その造成区域内に存在する公共物で存置する必要がなくなったと認められる場合
- ④その他町長が行政財産として存置する必要ないと認めた場合

3. 法定外公共物の用途廃止・払下げが不可能な場合

- ①法定外公共物を用途廃止することにより、付近の土地が接道しなくなる場合
- ②現に公共性を失っていないにもかかわらず、他の道路・水路があるという理由で用途廃止をする場合
- ③代替施設が必要にもかかわらず、それを設置しない場合
- ④公共性を失っていない道路、水路等の機能を低下させる場合
- ⑤将来他の公用施設用地（道路・水路）として存置する必要のある場合
- ⑥用途廃止申請者と利害関係者（隣接地所有者等）との調整がつかず用途廃止の同意が得られない場合
- ⑦代替施設工事が行われても、代替財産の寄附が完了していない場合
- ⑧その他、町長が用途廃止をすることが適当でないと認めた場合

4. 費用負担

この申請に必要な費用（測量代金・登記代金・契約諸費用等）は、全て申請者の負担となります。

5. 既往使用料

法定外公共物の払下げ時において以前から使用されている行政財産については、契約締結時に既往使用料を徴収します。ただし、特段の事情がある場合は免除されることがあります。既往使用料の額は、八千代町公共物管理条例（平成15年条例第10号）第14条の規定により算定する。

6. 払下げ行政財産の評価（払下げ価格の算定）

評価は一体的に利用する土地全体で評価するものとする。（利用形態で判断するところから、一体的に利用する土地が数筆、若しくは一筆の一部の場合もある。）また、時点による価格変動は当該年度中ないものとする。

※令和2年12月からこの計算方法にて算出する。

1) 基準単価

基準となる単価は、近傍宅地の評価額（町固定資産評価額）とする。

2) 補正

1. の基準単価に次の補正を行う。

① 地価公示価格（補正）

宅地の評価水準が全国一律に地価公示価格の7割とされているため、本来の価格に戻すために0.7で除する。

② 環境条件格差（補正）

①で算出した価格に申請地の環境条件を照らし±10%の範囲で5%単位の補正を行う。

【国・県道への接道（接道部拡幅含む）】+10%

【一般町道への接道（接道部拡幅含む）】+5%

【宅地として利用】0%

【雑種地として利用】-5%

【畑・山林等として利用】-10%

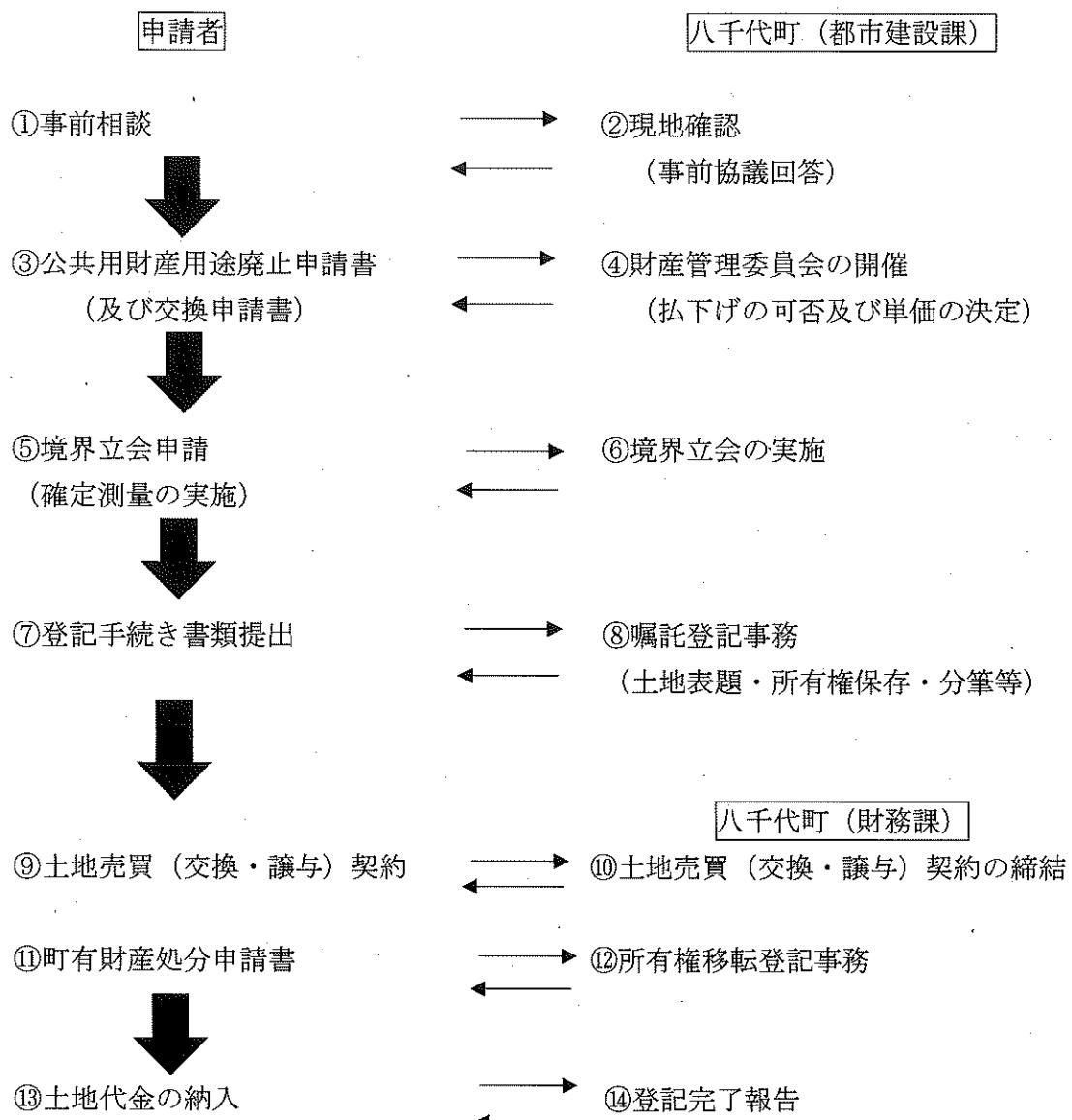
③ ②で算出した価格の100円未満を切り上げる。

7. 登記手続

表題登記・所有権保存登記・分筆登記・地積更正登記・所有権移転登記等については、町が行う。また、町が嘱託登記を行うにあたり、必要な資料は、申請者が町へ提出するものとする。

8. 手続きの流れ

1) フロー図



2) 注意事項

※申請前に必ず担当者と打合せを行ってください。

9. 申請書類作成要領

用途廃止申請書（様式第1号）

【1 用途を廃止しようとする財産】

（1）申請人の住所氏名

個人の場合 現住所、戸籍上の氏名

法人の場合 主たる事務所の所在地、法人の名称、代表役職氏名

（2）公図の対象番号（公図が複数枚にわたる場合）

添付した公図写と対照できるように公図写に記入した整理番号を記載する。

（3）財産の種別

道路、水路等の種別を記載する。

（4）現況種別

現在利用されている用途を記載する。

（5）所在地

当該公用財産の所在地とし、市町村、大字、字及び地番を記入する。

無地番地の場合は次の例による。

（例）八千代町大字〇〇字〇〇××番地先から

八千代町大字〇〇字〇〇××番地先まで

（6）面積

求積した払い下げを受けようとする面積を記入する。

申請人が複数の場合は申請人毎に記入すること

【2 用途廃止しようとする事由】

用途廃止しても一般公益上支障ないこと及び申請の目的を簡潔に記載する。

（記載例）

A 申請の農道及び水路は、従来農耕用道路と用排水の用に供されていたものであるが、周辺はすでに宅地化され、交通、排水等は隣接の道路と下水路が利用され、現在は公共物としての機能を喪失しているため存置する必要がなくなったため。

B 今回〇〇会社が所在地に工場を建設するにあたり、申請地内に道路・水路が介在しており、付替えたので公共の用に供する必要がなくなったため。

【3 用途廃止後の処分方法】

利用目的を具体的に記載する。

（記載例）申請人が有償で払い下げを受け、宅地と一体として利用する。

【4 その他参考となるべき事項】

※添付書類 以下の順序で申請書のあとに綴ってください。

- ①申請財産の現況と公用廃止に伴う影響及びその対策
当該財産がどのように使われてきたか。いつごろから使われなくなったか。
現在どのような状況（代替施設の有無等）で、道路ないし水路としては廃止しても支障をきたさないことを具体的にまとめて別紙に記載する。
- ②申請地・隣接土地の登記簿謄本
登記されていない場合は不要
- ③商業登記簿謄本
申請人が法人の場合
- ④隣接土地所有者の同意書（様式第2号）
- ⑤利害関係者（土地改良区等）の意見書（様式第3号）

【5 添付書類】

- ⑥位置図
縮尺1/50000 又は1/25000の地図及び住宅地図
- ⑦公図写
方位、縮尺、字名、隣接字名、管轄登記所の名称、転写年月日、転写を行った者の氏名を記入押印する。
小字多数にわたる場合は集成図を作成する。
道路は赤色、水路は水色で着色し流水の方向を矢印で表示する。
- ⑧仮求積図
(申請受理後許可されてから求積図の提出が必要)
- ⑨現況写真
全景・起点・終点（距離がある場合は屈曲点ごと。）
写真番号・撮影方向を明示すること
- ⑩行政区長の意見書（様式第4号）
- ⑪買受確約書（様式第5号）
申請人は、公有財産の払い下げを受けようとする土地の面積・形状を十分に検討し、町が指示した価格に異議申し立てをしない確約書を提出する。

10. その他

法定外公共物の交換等を行う場合は用途廃止申請及び交換申請書を提出すること。
八千代町法定外公共物の処分に関する取扱要領（令和2年訓令第35条）第9条の規定により必要書類を提出すること。